

質問回答書

業務名称

デマンド交通実証実験システム導入業務

2023/4/27

No	質問日	回答日	区分	対象箇所	質問内容	回答内容
21	2023/4/26	2023/4/27	質問回答書	4月20日回答分 No.5	共同企業体で申し込みする場合は共同企業体での契約となりますでしょうか？また共同企業体名での商標登録などは必要になりますでしょうか？	共同企業体として本プロポーザルにご参加いただく場合、本業務の委託契約については、共同企業体を構成する構成員連名で行っていただきます。 共同企業体名の商標登録を行うかどうかについては、参加者の判断にお任せします。
22	2023/4/26	2023/4/27	質問回答書	4月20日回答分 No.5 4月25日回答分 No.18	他の事業者が開発したシステム（アプリケーション）を利用して、システムの導入を行う場合、その事業者と共同企業体を結成する必要があるでしょうか？	本業務の実施にあたって開発事業者の関与が不要である場合は、開発事業者と共同企業体を結成する必要はありません。 ただし、システムの設定作業や障害対応等の業務について、開発事業者が業務を行う必要がないか、十分に検討を行った上でご判断ください。